

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◇告示 米穀小売販売業者甲の営業所所在地の変更
豚コレラ予防注射及びひな白痢検査

告示

鳥取県告示第五百九十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）第三十五条の二第三項の規定に基づき、米穀小売販売業者甲の営業所所在地の変更を次のとおり承認したので、同項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	第一九七号	変更前	第一九七号	変更後
名称	浦富米穀小売企業組合		浦富米穀小売企業組合	
営業所の所在地	岩美郡岩美町大字浦富五八四		岩美郡岩美町一、八九九	
事業区域	岩美町第五		岩美町第五	

鳥取県告示第五百九十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚及び鶏の所有者に対して注射及び検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

